

保育料・副食費について（1号認定）

【保育料】

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		3歳～5歳の児童（誕生日を迎えて3歳以上の児童）	
階層区分	定義	第1子、第2子	第3子以降
①	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	
②	市町村民税非課税世帯		
③	市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯		
④	市町村民税所得割額が211,200円以下の世帯		
⑤	市町村民税所得割額が211,201円以上の世帯		

【副食費】

・副食費については、施設が定めた額が保護者の負担となります。ただし、以下の要件（①～④）のいずれかに該当する場合は副食費が免除となります。※上限額4,500円/月

- ① 生活保護法による被保護世帯
- ② ①を除く市町村民税非課税世帯
- ③ 市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯
- ④ 所得に関係なく、世帯の中で小学校3年生以下の児童から数えて第3子以降の児童

<例>

○小学校3年生、小学校1年生、年長（1号認定・④階層）の子どもがいる世帯→副食費免除

○小学校4年生、小学校1年生、年長（1号認定・④階層）の子どもがいる世帯→副食費あり

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		副食費	
		3歳～5歳の児童（誕生日を迎えて3歳以上の児童）	
階層区分	定義	第1子、第2子	第3子以降
①	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	
②	市町村民税非課税世帯		
③	市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯		
④	市町村民税所得割額が211,200円以下の世帯	対象外（副食費あり）	0円
⑤	市町村民税所得割額が211,201円以上の世帯		